

ベキ旨ヲ約シ意々罷業ニ移リタリ曾社側全職工罷業ノ爲メ十日午後二時廿分ヨリ臨時休業スル旨發表シタリ

嘆 願 書 (内容)

- 一、労働組合認メラレタシ
- 二、団体交渉権ヲ認メラレタシ
- 三、解雇手當ヲ制定サレタシ
 - イ、一ケ年末満者ハ四十五日分
 - ロ、一ケ年以上三ケ年迄一ケ月ヲ増ス毎ニ三日分
 - ハ、三ケ年以上五ケ年迄一ケ月ヲ増ス毎ニ四日分
 - ニ、五ケ年以上十ケ年迄一ケ月ヲ増ス毎ニ五日分
 - ホ、十ケ年以上ノ者ニハ一ケ月ヲ増ス毎ニ六日分
- 四、退職手當ヲ制定サレタシ
- イ、但シ解雇手當ノ二分ノ一
- 五、健康保険ヲ直時實施サレタシ